

第 12 次雄武町交通安全計画の概要

交通安全計画とは

雄武町交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、計画期間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものです。

計画期間と注視すべき事項

計画期間：2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間

計画期間において注視すべき事項

- ・ 高まる安全への要請と交通安全
- ・ 増加する外国人運転者等への対応
- ・ 人手不足への対応

1 計画の基本理念

交通事故のない社会を目指すとともに、「人優先」の交通安全思想を基本として総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、「人」、「交通機関」、「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、施策を策定し、町民の理解と協力の下、総合的な推進に努めます。

2 交通事故の現状と課題

【雄武町の交通事故発生件数】

区 分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	合計
発生件数（件）	1	0	1	1	1	4
負傷者数（人）	1	0	1	1	1	4
死者数（人）	0	0	0	0	0	0
物損件数（件）	74	65	59	64	81	343

- ・ 第 11 次計画目標「年間交通事故死者数ゼロ」を達成。
- ・ 20 歳代前半の者が第一当事者となる事故、業務中の事故が多い。
- ・ 暑さによる集中力の低下が起きやすい 7 月に事故が多い。

3 交通安全計画における目標

- ① 令和 12 年まで 24 時間交通事故死者数ゼロを目指します。
- ② 令和 8 年から令和 12 年の 5 か年で負傷者数 3 人以下を目指します。

4 講じようとする施策

施策の柱	推進施策
1 道路交通環境の整備	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
	(2) 通学路等における交通安全の確保
	(3) 交通安全施設等整備事業の推進
	(4) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
	(5) 効果的な交通規制の推進
	(6) 災害に備えた道路交通環境の整備
	(7) 総合的な駐車対策の推進
	(8) 分かりやすい道路交通環境の確保
	(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
	(10) 国道・道道・町道における横断歩道の機能維持
2 交通安全思想の普及徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
3 救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急活動の充実 (2) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
4 被害者支援の充実と推進	(1) 交通事故被害者の心情に配慮した対策 (2) 効果的な広報の実施

5 冬季における陸上交通の安全

本町は、1 年間の約 3 分の 1 が雪に覆われる積雪寒冷地であり、公共交通手段はバスのみであることから、ほとんどがマイカーを利用した道路交通に頼らざるを得ない現状にあります。

また、積雪による歩道幅員の減少等からも、冬季における歩行空間の確保に関する住民ニーズは大きく、安全で快適に利用できる歩行空間の確保に向けた取り組みが必要です。

そのためには、人優先の安全・安心な歩行空間を確保にあたり、除雪体制の充実、ロードヒーティングの維持管理、防雪柵の維持管理や防滑砂の散布安全の確保に努めます。